

預金保険法第80条に基づく「業務及び  
財産の状況等」に関する報告書

平成14年4月18日

三栄信用組合

金融整理管財人

## 目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに .....	1
2. 経営破綻の原因 .....	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況.....	1
(2) 経営破綻に至った経緯.....	1
(3) 破綻に至った要因.....	2
3. 管理を命ずる処分までの状況.....	2
(1) 資本の状況.....	2
(2) 自己資本回復の断念.....	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務.....	3
2. 預金業務.....	3
3. 投資等業務.....	4
(1) 投資有価証券.....	4
(2) 商品有価証券.....	4
4. 固定資産の状況.....	4
5. 不良債権の状況.....	5
6. 関連会社の状況.....	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針.....	5
(1) 早期譲渡.....	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持.....	5
(3) 経費の削減.....	6
(4) 地域金融機能の維持.....	6
(5) 内部管理体制の整備.....	6
(6) 責任追及体制の整備.....	6
2. 具体的施策.....	6
3. 事業譲渡の見込み.....	6

## 1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

### 1. はじめに

当組合は、平成13年11月22日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受けて同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月22日に選任された後、直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり、内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、現在更に預金保険法第83条に基づき旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査も進めており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

### 2. 経営破綻の原因

#### (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年4月1日、杉並区内に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。その後、昭和63年4月、多摩商工信用組合と合併、更に平成12年1月には平和信用組合の事業を譲り受け、現在では、東京都西部地区を中心とした15区18市を営業地域とし、杉並区阿佐谷に本店を置くほか、その他支店12店舗を配置し、合計13店舗で営業しております。営業体制としては、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者、勤労者等に対して融資する等地域に密着した経営を行ってまいりました。

#### (2) 経営破綻に至った経緯

当組合は、協同組織金融機関として組合員への資金提供を目的として業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊後長引く不況、資産価値の下落等を背景として、主な取引業態である不動産業、建設業、サービス業、卸・小売業を中心に大口先を含む経営悪化先が増加し、更には担保不動産価値の下落によって貸出金の不良債権化が進みました。

この間、不採算店舗の統廃合や経費の節減等による経営の建直しに努めましたが、償却・引当額の増加により、平成13年3月期決算において大幅な赤字決算となり、自己資本が減少しました。

更に、平成12年3月末を基準日として実施された金融庁検査の結果等を踏まえて、平成13年6月末を基準日とする自己査定を実施したところ、8,781百万円の償却・引当額を計上せざるを得なくなった結果、4,568百万円の債務超過となり、自己資本の増強を目指したものの、これを早期に達成することは不可能となり、自主再建を断念して破綻を公表するに至ったものです。

### (3) 破綻に至った要因

バブル崩壊後の長引く不況の下で、組合内において、牽制機能が欠けていることなど、融資に関する審査管理ならびに貸出金の管理・回収が十分でなく、更に優良取引先確保の努力が足りなかったことから、大口先を含む貸出資産の改善が進まず、一方、信用リスクに対する役職員の理解・認識の不足から、償却・引当額が金融検査当局の算定したものと比べ大幅に不足しており、平成12年度決算以降債務超過が顕在化し、経営破綻に至ったものと考えられます。

## 3. 管理を命ずる処分までの状況

### (1) 資本の状況

当組合は、平成12年3月期決算を6月23日に発表し、平成12年8月に実施された財務局による検査の趣旨を踏まえ、自己査定を実施したところ、償却・引当額が大幅に増加し、平成13年3月期決算における自己資本比率は、平成12年度の4.38%から1.51%へと大幅に低下しました。

平成13年3月期決算で自己資本比率が1.51%となったことから、5月31日金融庁より、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受け、6月14日に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

### (2) 自己資本回復の断念

当組合は、前年8月に実施された財務局による検査結果通知書(平成13年6月通知)に基づき、平成13年6月末における自己資本の状況について精査を行った結果、要追加償却・引当額の計上、繰延税金資産の取崩しにより、45億68百万円の債務超過となりました。

この様な状況になったことから、種々検討を重ねてまいりましたが、債務超過を解消するための自己資本充実策及び協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令第2条第1項に規定する「確実に改善するための合理的と認められる計画」の策定は困難との結論に至り、11月22日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

## II. 業務及び財産の状況について

### 1. 与信業務

当組合の与信業務においては、東京西部地区を中心とした15区18市の中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：13店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	71,413	100.0	69,937	100.0	69,603	100.0	69,086	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	49,629	69.5	48,702	69.6	47,941	68.9	49,386	71.5	29,059	67.7
うち個人	21,642	30.3	21,088	30.2	21,499	30.9	19,546	28.3	13,325	31.0
うちその他	142	0.2	146	0.2	161	0.2	153	0.2	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれております。

### 2. 預金業務

当組合の預金業務においては、個人預金の構成比が高く、中小企業主及び家族、従業員、個人事業主及び家族、その他勤労者の預金が大宗をなしております。

<預金残高推移> 店舗数：13店

(単位：百万円、%)

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	97,014	100.0	96,290	100.0	104,776	100.0	102,296	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	81,282	83.8	80,054	93.1	87,910	85.8	87,776	85.8	52,367	79.7
うち法人預金	14,726	15.2	15,296	15.9	15,666	13.1	13,434	13.1	11,118	16.9
うちその他	1,006	1.0	940	1.0	1,200	1.1	1,084	1.1	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれております。

### 3. 投資等業務

#### (1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後の資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

#### <投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	10,741	21,773	18,925	▲297
国債・地方債	1,636	14,278	9,050	87
社債	7,256	3,360	3,231	33
株式	12	12	12	-
その他	1,835	4,122	6,631	▲418
貸付有価証券	-	-	-	-

#### (2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

### 4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

#### <固定資産の状況>

(平成13年3月期)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 却 後
事業用 不動産	17	2,944	2,555	▲388	16	791	760
所有 不動産		該当なし				該当なし	

## 5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

### <リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	1,435	2.1	2,673	3.9	1,163	2.3
延滞債権	12,727	18.3	12,380	17.9	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	911	1.3	1,299	1.9	195	0.4
貸出条件緩和債権	4,357	6.3	6,893	9.9	2,239	4.5
合 計	19,432	28.0	23,245	33.6	7,999	16.0

### <金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権に占める割合	金額	債権に占める割合
破綻更生債権等	8,397	11.8	3,311	6.2
危険債権	6,710	9.4	2,510	4.7
要管理債権	8,193	11.5	2,382	4.5
正常債権	47,848	67.3	44,817	84.6
合 計	71,150	100.0	53,020	100.0

## 6. 関係会社の状況

関係会社はありません。

## III. 事業譲渡等の見込みについて

### 1. 基本方針

#### (1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

#### (2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

### (3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

### (4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

### (5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

### (6) 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

## 2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

## 3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年2月13日付で大東京信用組合と事業譲渡契約を締結いたしました。

今後、可能な限り早い時期に事業譲渡が行われるよう努めてまいります。

以上